

危機管理産業展 2016 出展に係る業務委託仕様書

公益財団法人 東京都中小企業振興公社
企画管理部 助成課

目 次

1	件 名	3
2	目 的	3
3	出展コンセプト	3
4	展示会の概要	4
5	契約期間	4
6	業務概要	4
7	業務詳細	4
8	所有権等	7
9	提案書類	8
10	予算限度額	9
11	支払方法	9
12	セキュリティポリシー要件	9
13	契約情報の公表	9
14	暴力団等排除に関する特約条項	10
15	その他	10

仕様書

1 件 名

危機管理産業展 2016 出展に係る業務委託

2 目 的

本展示会への出展を通じ、先進的防災技術実用化支援事業による成果を広くPRし、ユーザー側の防災に関する潜在的ニーズを掘り起すことにより、支援する技術・製品の普及促進を後押しすると共に、都内中小企業の事業機会拡大と都市防災力の向上を図ることを目的とする。

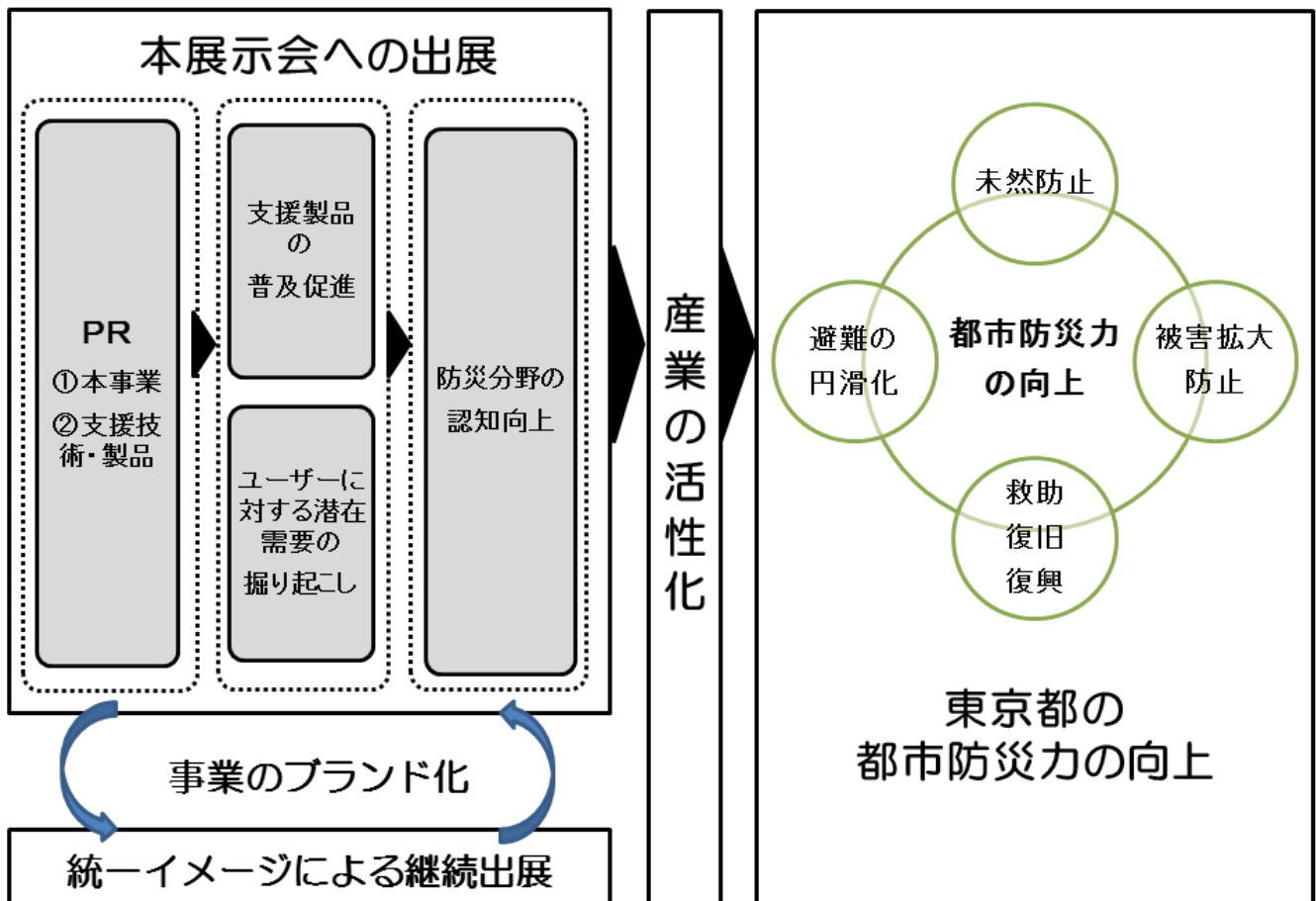
また、併せてBCP策定支援事業の紹介も行いうことで、発災時・発災後を見据えた都内中小企業支援を広くPRし、「高度な防災都市」東京の実現に貢献する。

3 出展コンセプト

上記目的の達成のため、本展示会最多来場者数獲得を目指す。このため、ブースは本展示会最大級規模を確保し、「大きく、高く、広く」「あかるく、すっきり」をポイントとしたブースづくりによって、「遠くからでも目立ち、展示が見やすいブース」を実現する。

また、危機管理産業展 2015 出展時のデザイン・ブース等のイメージを継続的に踏襲・洗練していくことで本事業のブランド化を図り、出展効果を高め、上記目的の達成をより確実なものとする。

《先進的防災技術実用化支援事業のコンセプトイメージ》



4 展示会の概要

展示会名	危機管理産業展 2016
開催場所	東京ビッグサイト（江東区有明 3-2 1-1）西 1・2 ホール及び会議棟
開催日時	平成 28 年 10 月 19 日（水）から平成 28 年 10 月 21 日（金） 各日午前 10 時から午後 5 時まで
出展面積	16 小間（144 ㎡）
小間内訳	先進的防災技術実用化支援事業 15 小間、BCP 策定支援事業 1 小間
小間タイプ	独立小間（4 小間×4 小間 ※予定 会場都合により変更の可能性あり）
出展内容	先進的防災技術実用化支援事業の支援製品（16 社程度）及び支援製品紹介パネル（実用化完了製品 16 社程度及び採択製品 55 社（H26 採択 25 社、H27 採択 30 社））等、及び公社総合支援課の BCP 策定支援事業の紹介

5 契約期間

契約締結日から平成 28 年 10 月 28 日（金）まで

6 業務概要

受託者が実施する業務概要は以下のとおり。

- （１）ブースの企画、デザイン、設営及び撤去
- （２）PR 用コンテンツの制作
- （３）事務局業務

なお、業務詳細については、委託者及び共同出展者等の事情により、仕様書記載の委託内容からの変更・追加が生じる場合があることを前提とする。本業務の受託に際しては、本仕様書に記載のない事項及び修正事項に関しても、担当部署及び共同出展者と相談のうえ柔軟に対応すること。

7 業務詳細

受託者が実施する業務の詳細は以下のとおり。

- （１）ブースの企画、デザイン、設営及び撤去

先進的防災技術実用化支援事業 15 小間、BCP 策定支援事業 1 小間について下記の①～⑤を実施すること。

①レイアウト

「危機管理産業展 2015」出展時のブースイメージを活かしつつ、出展規模の拡大に伴い、本委託の目的・出展コンセプトをより効果的に実現するために適切なレイアウトを行うこと。また、レイアウトにあたっては、バイヤー等の来場者に支援製品等の PR が効果的に行われ、商談促進につながるよう、以下のアからキをすべて盛り込むこと。

なお、委託者より参考資料として前年度出展時のブースイメージを提示すると共に、受託者の必要に応じ、前年度出展時の基礎図面についても委託者より提供する。

ア 共同出展コーナー（16 社程度を想定）

パネル、支援製品実機・支援製品模型の展示及び実演・デモ、企業担当アテンド、ナレーターによる製品紹介等による PR を実施する。

イ 採択事例紹介コーナー（平成 26 年度分 25 社、平成 27 年度分 30 社、計 55 社）

パネルによる PR を実施する。

ウ 商談コーナー

出展企業の商談スペースを設ける。

エ 助成事業紹介コーナー

先進的防災技術実用化支援事業の制度趣旨・概要を説明する。

オ 開催趣旨説明用コーナー

エとは別に、パネル等で開催趣旨を説明する。

カ 製品プレゼンテーションコーナー

i プレゼンテーション用ステージを設ける。

ii PR映像・パワーポイントデータを表示するためのモニターを設ける。

iii モニターは100～200インチサイズ程度のものを設置すること。

iv プレゼンテーションを円滑に進行するためのナレーターを配置すること。

ナレーターはプレゼンテーション以外の時間においては、各支援企業ブースを巡回し、適宜製品紹介ナレーションを行うこと。

キ 公社総合支援課事業紹介コーナー

BCP策定支援事業の制度趣旨・概要を説明する。

②デザイン・装飾

デザイン・装飾は「危機管理産業展 2015」出展時と同様に白を基調とした配色とし、「危機管理産業展 2015」出展時に使用したアイキャッチ装飾を効果的に活用すること。また、出展規模の拡大によるレイアウト修正に伴い、本委託の目的及び出展コンセプトをより効果的に実現するための工夫を盛り込み、以下に掲げるアからキのすべてを盛り込んだデザイン・装飾とすること。

なお指名業者には、指名通知時にロゴデータ及び参考として前年度出展時図面を委託者より提供する。

ア 原則、間仕切り等は設けず見通しを良くすること。

イ パネルはLEDバックライト付き又は内照式等、視認性・可読性・デザイン性を向上させるための工夫を凝らすこと。

ウ 床工事：パンチカーペット色彩は全体イメージと統一感のあるものを使用すること。

エ 電気工事：展示ブース内の幹線工事、配線工事を行うこと。

オ アイキャッチ装飾を効果的に設置すること。

カ パネルはLEDバックライト付き又は内照式等、視認性・可読性・デザイン性を向上させるための工夫を凝らすこと。

キ カッティングシートの位置は目線の高さに合わせて調整すること。

③ブース設営・撤去

ブース設営ならびに撤去、物品・資材・什器（展示台、テーブル）等のレンタルの他、必要な装飾品等の設置及び撤去を行うこと。

④工程管理

契約上定められた工程を順守し、誠実に実行すること。なお、進捗状況等については、公益財団法人東京都中小企業振興公社（以下、公社という。）に随時報告するとともに、その指示に従うこと。

⑤出展企業との調整

共同出展コーナーの展示や装飾等については各出展企業との調整を行うこと。

(2) PR用コンテンツの制作

以下①～⑥に係る企画、取材、編集、校正（校閲含む）、制作及び納品に係る業務を実行すること。なお、BCP 策定支援事業紹介スペース（1 小間）に係る PR 用コンテンツの制作は総合支援課の所管となるため、本委託の仕様外とする。

①平成 28 年度成果事例集

基本構成・基本デザインは平成 27 年度版と同様とする。ただし平成 27 年度版のイメージを損ねない範囲で、可読性・視認性・訴求力等の質をより向上させる工夫を凝らすこと。平成 27 年度版 PDF データ（完成紙面データ）及び使用ロゴは委託者より提供する。

構 成	表紙、表紙裏、事業概要、支援製品紹介（18 社程度）、奥付、裏表紙
部 数	2,000 部
仕上がり	A 4 判タテ 中綴じ製本 両面カラー印刷（4 色×4 色）
ページ数	32 ページ程度

②リーフレット

基本構成・基本デザインは平成 27 年度版と同様とする。ただし平成 27 年度版のイメージを損ねない範囲で、可読性・視認性・訴求力等の質をより向上させる工夫を凝らすこと。

平成 27 年度版 PDF データ（完成紙面データ）及び使用ロゴは委託者より提供する。

ア 成果事例集のコンテンツをコンパクトにまとめた日本語概要版。

部 数	5,000 部
仕上がり	A 3 二つ折り 両面カラー印刷（4 色×4 色）

イ アの英語概要版

部 数	300 部
仕上がり	A 3 二つ折り 両面カラー印刷（4 色×4 色）

③パネル

ア 事業概要説明用 1 点

デザインは「危機管理産業展 2015」出展時作成のもの、もしくは委託者の提供するデザインを使用するものとし、委託者より修正の依頼があった場合、これを適切に反映すること。前年度作成物のデータ及びコンテンツは委託者より提供する。

イ 実用化完了支援製品説明用 16 点

デザインは危機管理産業展 2015 出展時作成のものを使用するものとし、支援製品情報及び写真等、コンテンツの更新を行うこと。前年度作成物のデータについては、委託者より提供する。

ウ 採択支援製品説明用 2 点（平成 26 年度採択分及び平成 27 年度採択分 各 1 点）

デザインは「危機管理産業展 2015」出展時作成のリーフレットに準じるものとし、平成 26 年度採択企業 25 社及び平成 27 年度採択企業 30 社の支援製品情報・写真等のコンテンツの追加を行うこと。また、各年度 1 小間分の壁 1 面で収まる枚数とすること。コンテンツ及び前年度作成リーフレットのデザインデータは委託者より提供する。

エ 出展趣旨説明用 1 点

デザインは「危機管理産業展 2015」出展時作成のものを使用するものとし、委託者より修正の依頼があった場合、これを適切に反映すること。前年度作成物のデータは委託者より提供する。

④PR映像

別紙1仕様書のとおり 1点

導入部及び結びは「危機管理産業展 2015」出展時作成映像を使用し、支援企業インタビュー部分（3社程度・別紙1水色部分）を新たに制作すること。支援企業インタビュー部分の作成にあたっては、出展目的・出展コンセプト・事業目的を効果的に実現し、視聴者に対し高い訴求力を持つものとなるよう、工夫を凝らすこと。前年度作成映像については委託者より提供する。

⑤WEB広告サイト

WEBサイト：1ページ

（株式会社東京ビッグサイトの主催者サイトのバナー広告にリンクさせるためのWEBサイト）

デザインフォーマットは危機管理産業展 2015 出展時作成のものを使用するものとし、支援製品情報・写真等のコンテンツを更新すること。リンク用バナー及び前年度作成物については委託者より提供する。

⑥マップ広告データ

開催期間中に主催が配布する会場マップに掲載する広告データ 1点

仕様：縦 37mm×横 69mm／4色

危機管理産業展 2015 出展時作成のものを使用するものとし、ブース番号等を必要に応じて修正すること。前年度作成物については委託者より提供する。）

⑦自由企画提案

本委託の目的・コンセプトに合わせ、本仕様書に示す展示・映像に限らず、貴社の強み等を活かし、本業務委託の中で実施できる展示、造作、意匠、広報等及びこれらに係る独自の工夫について、自由企画提案を行うこと。

（3）事務局業務

受託者は以下の①～⑤に係る全ての事務局業務について、適切かつ効率的な実施計画の企画提案を行うと共に、確実かつ円滑・柔軟に実行すること。

なお、事務局業務の履行に際しては、受託事業者名ではなく出展事務局を名乗り、出展企業に対し事務局であることが明確に解る対応を必ずとること。

また、事務局担当者は本業務委託に類似したイベントの事務局運営を経験した実績のあるものであって、本業務の担当者としてふさわしい者を配置すること。

①委託者を含む出展企業・（株）ビッグサイト間の出展に係るやりとり及び事務の代行

②出展企業・パネル掲示企業との調整

③委託者との調整

④出展実施後の報告書の作成

⑤議事録の作成、マニュアルの作成・配布、専用サーバー及び専用アドレスの用意等をはじめとする、上記①～④の実施に必要なとなる業務の全て

8 所有権等

完成した図面及びコンテンツのデータは委託者が指定したファイル形式（イラストレータ形式、PDF形式等）でDVD等の記録メディアに保存し、委託者に納品すること。

完成したコンテンツに関する著作権法第27条、28条に定める権利を含むすべての著作権は委託者に譲渡すること。受託者は委託者等に対し著作人格権の行使をしないものとする。また、所有権等、一切の権利は委託者に帰属するものとする。

9 提案書類

①	ブースレイアウト図及びブースイメージ (平面図及び立面図)	・ 各社 1 案のみ提出
②	成果事例集の表紙及び支援製品ページのラフ案	・ 各社 1 案のみ提出。 ※表紙及び支援製品ページ以外について平成 27 年度版からの変更・改良・追加を提案する場合は、併せて提出すること。
③	リーフレットのラフ案	・ 各社 1 案のみ提出
④	P R 映像の企画案	・ 各社 1 案のみ提出
⑤	事務局業務提案書	・ 具体的な実施手順を含めた事務局業務実施計画を提案すること。
⑥	自由企画提案書	・ 予算限度額内で、本仕様書において指定する事項に加えて最大限できる提案をすること。
⑦	見積内訳 (消費税及び地方消費税を含むこと)	・ 各業務に係る明細を記載すること。 ・ 本委託仕様書記載の業務詳細 (1) に係る経費については、公社総合支援課事業紹介コーナー 1 小間に係る経費と、その他の 15 小間に係る経費を明確に分けて、個別に積算すること。 ・ 見積金額は予算限度額以内とすること。 ・ 社名を伏せて提案書に記載すること。
⑧	実施体制図	・ 責任者、担当者、外注先を含めた実施体制を記載すること。 ・ 責任者及び担当者については ①氏名 ②類似業務の実績年数もしくは回数 ③実績類似業務のうち最大規模であったもの、もしくは代表的な実績類似業務 (複数可) の小間数・共同出展企業数・業務実施期間 を記載すること ・ 外注先については、選定理由を明示すること。

※提案書の作成要領

- ・ 提案書 (自由様式) は原則 A 4 判とする。
- ・ 提出部数は正本 1 部、副本 8 部 (指定の表紙使用) を用意すること。
提案書副本には指定の表紙を使用し、提案内容についても会社名がわからないように作成すること。会社名がわかる場合、失格となる場合がある。提案額も社名を伏せて提案書に記載すること。

10 予算限度額

委託料 12,500,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

予算については提案価格及び提案内容に基づき審査を行い、上記予算限度額内で決定する。

11 支払方法

検収後、受託者からの請求に基づき 30 日以内に口座振込みにより支払う。

12 セキュリティポリシー要件

受託者は、本委託業務の受託にあたり、以下に定める情報セキュリティに係る事項を遵守すること。

- （１）本委託業務の履行にあたって、個人情報を取り扱う場合は、「東京都個人情報の保護に関する条例」（平成 2 年東京都条例第 113 号）を遵守して取り扱う責務を負い、個人情報の漏えい、滅失、き損の防止その他個人情報保護に必要な措置を講じること。
- （２）本委託業務の履行にあたって、第三者に外注・再委託する場合、再委託の内容、再委託先及びその責任者、作業者、作業場所、個人情報管理を含めた再委託先に対する管理方法等、その外公社の要求する事項について文書で提出し、あらかじめ公社の承諾を得ること。
- （３）本委託業務の内容及び本委託業務の履行により知り得た内容について、目的外使用及び第三者への提供を行ってはならない。
- （４）本委託業務の履行にあたっては、受託者自身が提案した実施手順・実施計画等を遵守し、委託者及び共同出展者に提供するサービスの内容及びレベルを保証すること。
- （５）本委託業務に携わる人材に対し、適切な教育を実施すること。
- （６）本委託業務に係る定期報告及び緊急時報告を必ず行うこと。
- （７）本委託業務終了時には、取得した情報資産の返還及び廃棄等を適切に行うこと。ただし、印刷物の刷版等、本委託事業終了後に増刷の可能性があるコンテンツに係る情報資産の一部については、委託者の求めに応じて適切に保管すること。
- （８）委託者又はシステム管理者による監査、点検、検査の要請があった場合、これに協力すること。
- （９）本要件が遵守されず、情報セキュリティ事故が発生した場合、受託者は委託者及び共同出展者に対し損害賠償等の義務を負うこと。また、委託者は情報セキュリティ事故発生時の事故内容、事業者名等の公表を行うことができる。

13 契約情報の公表

公益財団法人東京都中小企業振興公社は、経営の一層の透明性の向上を図っていくため、「経営情報の公表に関する要綱」に基づき、特定契約（官公庁との契約や競争入札に適さない契約等）のすべて及び契約金額が 250 万円以上の契約案件を以下のとおり公表する。

（１）公表項目

契約方法（競争・独占・緊急・少額または特定の区分別）、契約種別（工事・委託・物品等の区分別）、契約相手方の名称、契約金額

（２）公表時期及び手法

決算の公表に合わせて年 1 回取りまとめ、当公社ホームページ及び閲覧により公表する。なお、公表の趣旨にご賛同いただけない場合は契約締結後 14 日以内に、文書にて同意しない旨申し出ることができる。

14 暴力団等排除に関する特約条項

暴力団等排除に関する特約条項については、別紙に定めるところによる。

15 その他留意すべき事項

- (1) 常に、最新のウイルス定義ファイルにより更新されたウイルス対策ソフトを用い、ウイルス対策を必ず実施すること。
- (2) 本仕様書に定めのない事項に関しては、委託者と受託者により別途協議し、出展目的の実現に向け前向きに善処すること。
- (3) 本委託業務内容に関しては、委託者及び共同出展者の事情変更等に伴う流動的要素を含む。やむを得ない事情による修正事項等が生じた場合、委託者と協議し予算限度額内で出展目的の実現に向け前向きに善処すること。
- (4) 応募に係る経費については応募者の負担とし、提出書類は返却しないものとする。

(担当)

公益財団法人東京都中小企業振興公社

企画管理部助成課

新垣、須賀

TEL 03-3251-7895

暴力団等排除に関する特約条項

(暴力団等排除に係る契約解除)

- 第1条 甲は、乙が、東京都契約関係暴力団等対策措置要綱（昭和62年1月14日付61財経庶第922号。以下「要綱」という。）別表1号に該当するとして（乙が共同企業体又は事業協同組合等であるときは、その構成員のいずれかの者が該当する場合を含む。）、要綱に基づく排除措置を受けた場合は、この契約を解除することができる。この場合においては、何ら催告を要しないものとする。
- 2 甲は、第1項の規定によりこの契約を解除したときは、これによって乙に損害が生じても、その責を負わないものとする。
- 3 契約書第16条第2項及び第3項の規定は、第1項の規定による解除の場合に準用する。
- 4 契約書第19条第2項及び第3項に規定する乙のとるべき措置の期限、方法等については、甲が定めるものとする。
- 5 契約解除に伴う措置等については、契約書の関係規定を準用するものとする。

(再委託（下請負）禁止等)

- 第2条 乙は、要綱に基づく排除措置を受けた者又は東京都（以下「都」という。）の契約から排除するよう警視庁から要請があった者（以下「排除要請者」という。）に再委託（下請負人とは）してはならない。
- 2 乙が排除措置を受けた者又は排除要請者のうち、要綱別表1号に該当する者に再委託（下請負人と）していた場合は、甲は乙に対して、当該契約の解除を求めることができる。
- 3 前項の規定により契約解除を行った場合の一切の責任は、乙が負うものとする。
- 4 甲は、第2項に規定する契約の解除を求めたにもかかわらず、乙が正当な理由がなくこれを拒否したと認められるときは、甲との契約から排除する措置を講ずることができる。

(不当介入に関する通報報告)

- 第3条 乙は、契約の履行に当たって、暴力団等から不当介入を受けた場合（再委託した者（下請負人）が暴力団等から不当介入を受けた場合を含む。以下同じ。）は、遅滞なく甲への報告及び警視庁管轄警察署（以下「管轄警察署」という。）への通報（以下「通報報告」という。）並びに捜査上必要な協力をしなければならない。
- 2 前項の場合において、通報報告に当たっては、別に定める「不当介入通報・報告書」を2通作成し、1通を甲に、もう1通を管轄警察署にそれぞれ提出するものとする。ただし、緊急を要し、書面による通報報告ができないときは、その理由を告げて口頭により通報報告を行うことができる。なお、この場合には、後日、遅滞なく不当介入通報・報告書を甲及び管轄警察署に提出しなければならない。
- 3 乙は、再委託した者（下請負人）が暴力団等から不当介入を受けた場合は、遅滞なく乙に対して報告するよう当該再委託した者（下請負人）に指導しなければならない。
- 4 甲は、乙が不当介入を受けたにもかかわらず、正当な理由がなく甲への報告又は警視庁管轄警察署への通報を怠ったと認められるときは、甲との契約から排除する措置を講ずること

ができる。